



北海道人權施策推進基本方針

北 海 道

令和3年7月

道民の皆様へ

～人権が尊重される持続可能な北海道をめざして～

人権の尊重は、いつの時代においても最大限尊重されなければならない人類共通の普遍的理念です。

しかし残念ながら、依然として、女性や子ども、障がいのある人などに対する暴力や虐待が発生しているほか、アイヌの人たちや外国人などに対する人権侵害が問題となっています。

また、インターネットによる人権侵害や性的マイノリティへの社会の関心の高まりなど、人権を取り巻く状況は大きく変化しています。

お互いの個性や人格、多様性を尊重しながら、助け合い、支え合って暮らしていくことは、すべての道民の願いです。

道では、誰もが安心して暮らし活躍できる、誰一人取り残されることのない持続可能な北海道をめざして、すべての人の人権が尊重される地域社会づくりに取り組んでまいります。

道民の皆様には、今後とも、家庭や学校、職場など、あらゆる場面において、人権に関するご理解と配慮ある行動をお願いいたします。

令和3年7月12日

北海道知事 鈴木 直道

目次

第1章 基本的な考え方

- | | |
|---------------|-----|
| 1 基本方針策定の背景 | … 1 |
| (1) 基本方針策定の趣旨 | … 1 |
| (2) 国際的な潮流 | … 1 |
| (3) 国内における取組 | … 2 |
| (4) 北海道における取組 | … 3 |
| 2 人権施策の基本理念 | … 4 |
| 3 基本方針の性格 | … 5 |

第2章 分野別施策の推進

- | | |
|--------------------|-----|
| 1 女性 | … 6 |
| 2 子ども | … 8 |
| 3 高齢者 | …12 |
| 4 障がいのある人 | …16 |
| 5 アイヌの人たち | …19 |
| 6 外国人 | …21 |
| 7 HIV・ハンセン病等の感染者等 | …24 |
| 8 犯罪被害者等 | …26 |
| 9 犯罪をした人等 | …28 |
| 10 性的マイノリティ | …29 |
| 11 インターネットによる人権侵害 | …31 |
| 12 その他 | …34 |
| (1) 同和問題 | …34 |
| (2) 北朝鮮による拉致問題 | …34 |
| (3) 災害に伴う人権問題 | …34 |
| (4) ホームレス | …35 |
| (5) 知る権利とプライバシーの保護 | …35 |
| (6) 良好で快適な環境の恵みの享受 | …35 |

第3章 人権施策の総合的・効果的な推進

1	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	…36
(1)	家庭	…36
(2)	学校	…37
(3)	地域社会	…38
(4)	企業等	…38
(5)	特定職業従事者に対する取組	…39
2	効果的な人権教育・啓発の推進	…41
(1)	効果的な啓発手法の開発	…41
(2)	人材の育成と活用	…42
(3)	情報提供の充実強化	…42
(4)	相談・支援体制の充実	…42
3	推進体制の整備	…43
(1)	道の推進体制	…43
(2)	国、市町村、民間団体等との連携	…43
(3)	基本方針・施策の点検と見直し	…43

第1章 基本的な考え方

1 基本方針策定の背景

(1) 基本方針策定の趣旨

平成12年(2000年)12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、本道の実情に即した人権教育・人権啓発に関する施策を推進するため、平成15年(2003年)3月に「北海道人権施策推進基本方針」を策定しました。

道では、この基本方針に基づき、道民一人一人が互いの個性や人格を尊重しながら、助け合い、支え合って暮らしていくことができる地域社会づくりに向け、家庭、学校、地域社会、企業などあらゆる場を通じた人権教育・啓発に取り組んできました。

その後の国際社会や国の取組と相まって、それぞれの分野における法制度や施策には大きな進展が見られますが、依然として女性、子ども、高齢者、障がいのある人に対する暴力や虐待が発生しているほか、アイヌの人たちや外国人等様々な分野において、人権侵害が問題となっています。

また、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティへの社会の関心の高まり、最近では、新たな感染症に関する差別や誹謗中傷など、人権を取り巻く状況は大きく変化しており、こうした社会情勢を踏まえ、この度、基本方針を改定することとしたものです。

道では、引き続きこの基本方針に基づき、人権が尊重される地域社会づくりに取り組んでいきます。

(2) 国際的な潮流

20世紀に人類が体験した二度にわたる悲惨な大戦への反省から、国際平和の実現には人権尊重社会の実現が不可欠であるとの国際的な認識が高まり、そのための推進機関として、昭和20年(1945年)に国際連合(国連)が設立されました。

昭和23年(1948年)の第3回国連総会では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする「世界人権宣言」が採択され、この人権宣言の精神を実現するため、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」など、これまで数多くの人権保障条約が採択されたほか、「国際婦人年」、「国際児童年」、「世界の先住民の国際年」といったテーマ別の国際年を定めるなど、人権の尊重とあらゆる差別の撤廃に向けて、様々な取組を行ってきました。

このような取組にもかかわらず、世界各地において人種や民族、宗教等の違いを理由とした地域紛争が発生し、飢餓や難民問題、テロ等の深刻な人権問題が後を絶たなかったことから、「国際連合憲章」や「世界人権宣言」に掲げられた人権の尊重と遵守という理念の実現に向けて、各国が行動することを目的に、平成5年(1993年)にウィーンで「世界人権会議」が開催されました。

この会議では国連が今後進めるべき課題として、女性や子ども、少数者、先住民等の社会的弱者に対する人権対策の強化や人権教育の重視と普及、国連の人権への取組を強化するため、人権問題を総合的に調整する人権高等弁務官の創設などが合意されました。

このような経過を経て、国連では平成7年(1995年)から10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、人権という普遍的文化の構築を目指し、すべての政府に人権教育に積極的に取り組むよう、行動計画を提起しましたが、「人権教育のための国連10年」終了後も、人権教育は必要であるとの認識から、平成17年(2005年)からは「人権教育のための世界計画」を定め、3段階の行動計画により、人権教育プログラムの実施を促進しました。

平成19年(2007年)には、政治、経済、文化、その他の広範な分野にわたって先住民族や個人の権利と自由について規定した「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択されました。

その後、平成23年(2011年)には、世界中の全ての人々が人権教育・人権研修を享受する権利をもつこと、国や公共団体等はそのための諸条件を整備する義務を負うべきことなどを宣言した「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されました。

平成27年(2015年)には、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成される「持続可能な開発目標(SDGs)」を採択し、各国において具体的な取組を進めています。大きな目標には、「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」といった、人権に関わる目標も設定されています。

(3) 国内における取組

我が国では、昭和22年(1947年)に「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」を三大理念とする「日本国憲法」が施行され、その後「労働基準法」や「教育基本法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」等 人権に係る法律や諸規定の整備とともに、人権擁護のための各種施策が実施されてきました。

また、「国際人権規約」をはじめとする関連条約を批准するとともに、平成7年(1995年)12月、内閣に「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成9年(1997年)7月には国内行動計画の策定、公表を行いました。

この行動計画では、人権教育は国際社会が協力して進めるべき基本的課題であるとして、人権の重要性が広く理解され、人権という普遍的文化が構築されることを目指し、家庭、学校、地域社会、企業などあらゆる場を通じて人権教育を積極的に行うこと、また、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等の人権に係る重要課題に積極的に取り組むこと、そして、地方公共団体や公的団体、民間団体等がそれぞれの分野で、この計画の趣旨を踏まえ、様々な取組を展開していくことを呼びかけています。

このような国の動きを受け、地方公共団体としても、地域の実情に応じた行動計画を策定するなど、人権教育・啓発をはじめ人権施策の総合的な推進に努めてきました。

平成9年(1997年)3月には「人権擁護施策推進法」が施行され、人権教育・啓発施策の推進が国の責務であることが明記されました。

また、平成12年(2000年)12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育と人権啓発の推進に関する国や地方公共団体、国民の責務が明らかにされるとともに、平成14年(2002年)3月には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権施策への地方公共団体の積極的な関与が求められています。

その後、平成18年(2006年)4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」、平成24年(2012年)10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」、平成25年(2013年)9月に「いじめ防止対策推進法」、平成26年(2014年)1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、平成28年(2016年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、同年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の促進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、令和元年(2019年)5月に「アイヌ施策推進法」が施行されるなど、個別の人権課題に対する法整備が進められています。

(4) 北海道における取組

道では、過去の松前藩がとった場所請負制度やその後の同化政策など、和人の側の接触のあり方に起因するアイヌの人たちへの差別や偏見の問題、女性や子ども、高齢者や障がいのある人等の人権上の重要課題について、関係部局を中心に国や市町村、関係団体と連携を図り、権利擁護などの施策に取り組んできました。その後、配偶者やパートナーからの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス(DV)や児童虐待等の課題が生じるなど、人権問題を取り巻く状況が複雑・多様化してきたことから、平成12年(2000年)に知事部局や教育庁、警察本部の企画担当や人権関係課で構成する「人権施策推進ワーキンググループ」を設置し、効果的な施策の推進や組織体制などについて検討を進めるとともに、平成14年(2002年)4月には課長相当職で構成する「北海道人権施策推進会議」を設置するなど、庁内推進体制の整備に努めてきました。

また、道が取り組むべき課題や人権施策の基本方向について広く道民の意見を集めるため、平成13年(2001年)8月に学識経験者等で構成する「北海道人権施策推進懇話会」を設置し、各委員がそれぞれ関わりの深い専門分野の経験や知識の下で、北海道に期待する人権施策について議論を重ね、その結果を提言書に取りまとめ、知事に提出いただきました。

道では、この提言を受け、道民一人一人が互いの個性や人格を尊重し合い、真に人権が尊重される北海道づくりに取り組むため、平成15年(2003年)3月、「北海道人権施策推進基本方針」を策定しました。

その後、道民の人権意識の醸成と高揚を図るとともに、人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、知事を本部長とする「北海道人権施策推進本部」を平成16年(2004年)2月に設置しました。

また、平成18年(2006年)には、「人権に関する宣言～あらゆる人の人権が尊重される北海道をめざして」を公表し、知事から道民に対し、人権尊重の理念やあらゆる人の人権が尊重される社会の実現に向け施策を推進することを宣言しました。

近年は、国内における取組を踏まえ、平成29年(2017年)12月に「北海道グローバル戦略」、平成30年(2018年)3月に「第3次北海道男女平等参画基本計画」、「第5版北海道感染症予防計画」、平成31年(2019年)3月に「第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画」、「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」、令和元年(2019年)10月に「北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針」、令和2年(2020年)3月に「第2次北海道青少年健全育成基本計画」、「第2期北海道子どもの貧困対策推進計画」、令和3年(2021年)3月に「第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」、「第6期北海道障がい福祉計画」、「北海道アイヌ政策推進方策」等の個別分野における計画を策定し、人権施策を推進しています。

2 人権施策の基本理念

国際化、情報化、少子・高齢化の進展や社会の成熟化に伴い、個人と個人の関わりやコミュニティとの関わり、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。

「人権の世紀」といわれる21世紀を迎え、人々が世代や性別、民族や文化・習慣といった違いを越えて、お互いの個性を尊重し、認め合う、思いやりに満ちた、平和な地域社会を創造していくことが切実な願いとなっています。

基本的人権の尊重は、「日本国憲法」の最も重要な理念の一つであり、個人の尊重(第13条)と法の下での平等原則(第14条)は、いつの時代においても最大限尊重されなければならない人類共通の普遍的な理念です。日本国憲法が制定されて75年が経ち、この間、国内外においては人権を尊重するための様々な取組が行われてきました。

しかしながら、依然として女性等に対する暴力や虐待が発生しているほか、アイヌの人たち等様々な分野における人権侵害の発生、新たな人権問題の顕在化など、人権を取り巻く状況は大きく変化しています。

これらの課題を解決し、道民一人一人が互いの個性や人格、多様性を尊重しながら、助け合い、支え合って暮らしていくことができる地域社会を実現するため、次の3つの視点に基づき、人権に関わる取組を総合的に推進します。

(1) 人権を基本に据えた道政の推進

道が重点的に取り組むべき課題や施策の展開方向など、道政における人権関連施策の位置づけを明らかにするとともに、人権行政に携わる職員一人一人の意識の高揚を図るなど、人権を基本に据えた道政を推進します。

(2) 道の施策への反映と市町村等との連携

人権尊重という基本理念を、道が策定又は改定する計画やプランに反映させるとともに、市町村や民間団体・企業等との協力・連携を深め、人権が尊重される地域社会の実現を図ります。

(3) あらゆる場における人権教育・啓発の推進

道民が互いの個性や人格、多様性を尊重しながら共に生きる地域社会の実現に向け、道民一人一人が人権に関する知識を確実に身に付け、人権問題を自分自身の問題としてとらえる感性や人権への配慮が自らの態度や他人への接し方に現れるような人権意識を育むことができるよう、家庭、学校、地域社会、企業などあらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進します。

3 基本方針の性格

この基本方針は、本道における人権施策に関する諸計画が準拠すべき基本指針として、今後の道政における人権施策の基本的な考え方を示し、人権施策の効果的かつ効率的な実現を図るとともに、道民をはじめ、市町村、企業やNPOなどの民間団体に対して、道の施策の展開方向を明らかにし、様々な主体の参画と協働の下に、人権施策の推進を図るためのものです。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、本道の今後の人権施策の基本的な方向を明らかにし、地方公共団体の責務を表すものであるとともに、SDGsの趣旨に対応するものです。

今後、道はこの基本方針に沿って、人権教育・啓発を積極的に推進するとともに、基本方針の趣旨を市町村等に周知し、各種施策について具体的な取組が着実になされることを期待します。



第2章 分野別施策の推進

1 女性

【現状】

出生数の低下などによる人口減少社会の本格化や未婚・単独世帯の増加による人口構成・世帯構成の変化が見込まれる中、豊かで活力ある社会を実現するためには、女性がその能力を十分に発揮して社会のあらゆる分野に参画する機会を確保する必要がありますが、公的な附属機関の委員や企業・団体等の役職への女性の登用が遅れているといった問題のほか、職場での差別的な処遇などの問題や、家事や育児、介護に係る女性の負担が大きいなど、様々な面で男女平等参画が進んでいない現状にあります。

こうした男女平等参画社会の形成における阻害要因として、人々の意識の中で長い時間をかけて形づくられてきた固定的な性別役割分担意識があげられます。このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、いまだ根強く残っており、性別にかかわらず主体的に生きるための多様な選択や、能力を発揮していく上での妨げになっています。

また、職場や学校におけるセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為のほか、性犯罪や売買春といった人権侵害も大きな社会問題となっています。

【これまでの取組】

国においては、昭和60年(1985年)6月に「女子差別撤廃条約」を批准するなど、男女平等の実現に向けて、国内法の整備や組織機構の改革などの環境整備を進めてきました。

平成11年(1999年)6月には「男女共同参画社会基本法」を制定するとともに、平成12年(2000年)12月に「男女共同参画基本計画」を策定し、現在は、第5次計画に基づき女性の活躍や安全・安心な暮らしの実現に向けた取組を進めています。

また、女性の雇用条件の改善や各種ハラスメントの防止に向けた法改正が行われているほか、我が国の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには女性の能力を生かすことが極めて重要な政策課題であるとして、平成27年(2015年)9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」を施行し、男女における多様で柔軟な働き方の実現に向け、取り組んでいます。

一方、平成12年(2000年)11月の「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」の施行、平成13年(2001年)10月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」の施行により、女性への暴力等に対する法整備を行っています。

道においても、昭和53年(1978年)4月の「北海道婦人行動計画」以降、昭和62年(1987年)4月に「北海道女性の自立プラン」、平成9年(1997年)3月に「北海道男女共同参画プラン」を策定するとともに、審議会等への女性委員の登用目標率の設定をはじめ、方針決定

の場への女性の参画を促進するなど諸施策の推進に努めてきました。

平成13年(2001年)4月には、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に「北海道男女平等参画推進条例」を施行し、「北海道男女平等参画苦情処理委員」や「北海道男女平等参画審議会」を設置したほか、平成14年(2002年)3月には「北海道男女平等参画基本計画」を策定し、現在は、平成30年(2018年)3月に策定した第3次計画に基づき、男女平等参画社会の実現に向けた様々な環境整備を進めています。

また、平成18年(2006年)3月には「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」を策定し、現在は、平成31年(2019年)3月に策定した第4次計画に基づき、重大な人権侵害である女性に対する暴力を根絶するため、市町村、関係機関、民間団体とも連携を図りながら施策を推進しています。

【課題】

固定的な性別役割分担意識、性差に対する偏見の解消、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成は、男女平等参画社会づくりに向けた根幹をなすものであり、女性が職業を持つことやリーダーとなることなど、男女平等参画に対する意識の醸成や理解が促進されるよう、関係機関等と連携しながら、積極的に啓発を進めていくことが重要です。

また、男女平等参画社会を実現するためには、一人一人が男女平等参画社会についての正しい理解や人権・性の尊重、自立の意識を持つことが大切であり、家庭、学校、地域社会、企業など、あらゆる場を通じて、男女平等意識の高揚や相互の協力、理解についての教育・啓発の充実を図らなければなりません。

女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女が共に仕事と家庭生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながるものであり、「働き方改革」を進め、あらゆる分野において女性が活躍できる環境を整備していくことが必要です。

また、女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を進めるとともに、配偶者等からの暴力の防止、被害者の適切な保護や自立を支援することが必要です。

【施策の展開方向】

(1) 男女平等参画の広報・啓発活動の充実

- ・ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた「働き方改革」など、男女平等参画の理念等に関する正しい理解が深まるよう、あらゆる広報媒体を有効活用して、わかりやすい広報・啓発に努めます。

(2) 男女平等の視点に立った教育・啓発の推進

- ・家庭生活における固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重と家事、育児、介護等について、男女が平等に共同して担う意識の醸成を図ります。

- ・学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性など、教育活動全体を通じて、個人の尊厳と男女平等に関する教育を進めます。
- ・社会教育関係者に対して、研修等により男女平等参画社会に関する正しい理解の促進や、人権の尊重について意識の高揚を図ります。

(3) 男女が共に活躍できる環境づくり

- ・人口減少問題や地域活力の低下といった社会的な背景を踏まえ、女性の力を地域づくりにつなげていくため、女性の活躍を応援する官民連携ネットワークを構築し、女性活躍の気運醸成を図ります。
- ・女性の意思や考え方を反映させていけるよう、地方自治体の政策や企業等の経営における方針決定の場への女性の参画を推進します。
- ・働く人たちが心身の健康を確保しつつ、仕事や家庭生活の調和が図られるよう、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など「働き方改革」を進めます。
- ・仕事と子育ての両立をはじめとしたワーク・ライフ・バランスのための職場環境の整備や子育てをしながら再就職を希望する女性の支援に努めるほか、地域における育児、介護の支援体制の充実を図ります。

(4) 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

- ・性犯罪や売買春、DV、ストーカー行為等について、法令等の周知徹底とともに、法令等に基づく適切な対処など、関係機関と連携しながら被害の防止や被害者支援に努めます。
- ・女性への暴力等に関する実態を把握し、社会的関心を喚起するとともに、道立女性相談援助センターを含む配偶者暴力相談支援センターや性暴力被害者支援センター北海道(SACRACH さくらこ)等の相談体制の充実、相談窓口の周知徹底に努めます。

2 子ども

【現状】

「子ども」は未来を象徴する存在であり、21世紀を担う子どもたちが健やかに育つことは道民すべての願いです。

しかし、近年、少子化や核家族化による家庭の養育能力や教育力の低下、地域社会とのつながりが希薄になっているといった問題や、大量の物や情報が氾濫する一方で、子ども同士がふれあう機会が減少するなど、子どもたちを取り巻く環境は厳しさを増しています。

また、厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、平成30年(2018年)の子どもの貧困率は、13.5%で7人に1人の子どもが貧困の状況にあります。

このような状況において、学校におけるいじめや不登校、暴力行為や体罰のほか、薬物乱

用の低年齢化や性の商品化といった子どもの権利を侵害する深刻な問題が発生しています。

また、近年、児童虐待が急増し、大きな社会問題となっています。児童虐待は、複雑な家庭環境を背景に家庭という密室で起こるため、顕在化しづらい特徴がありますが、子どもが最も信頼する保護者からの虐待は、子どもの人格を侵害するものであり心身の健全な発達に大きな影響を与えるだけでなく、生命にも関わる重大な犯罪です。

令和2年(2020年)に道が実施した「道民意識調査」において、人権や差別問題について関心があることとして複数回答で尋ねた結果、「子ども(学校でのいじめや虐待など)」と回答した方は60.3%と最も高くなっています。

【これまでの取組】

国においては、昭和23年(1948年)1月に児童の健全育成や保護を目的とした「児童福祉法」を施行したほか、平成6年(1994年)には「児童の権利に関する条約」を批准するとともに、平成12年(2000年)11月には子どもに対する虐待の禁止や虐待を受けた子どもの保護を内容とする「児童虐待の防止等に関する法律」の施行等の法整備を行い、諸施策を推進してきました。

平成25年(2013年)9月には「いじめ防止対策推進法」を施行、同年10月には「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定、平成26年(2014年)1月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されています。

また、平成29年(2017年)4月の改正「児童福祉法」の施行により、子どもが権利の主体であることが明確化されたほか、児童相談所の体制強化や里親委託の推進などが規定され、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策の強化が図られています。

さらに、令和2年(2020年)4月の改正同法の施行により、体罰の禁止が法定化されています。

道においても、子どもの人権を擁護し、健全な発達を図るための各種施策や啓発活動などの取組を推進してきました。

平成9年(1997年)に、本道の次代を担う子どもたちを安心して産み育てる環境づくりを進めるための「北海道エンゼルプラン」を策定し、平成14年(2002年)3月にはその後の少子化の一層の進展や子育て支援の充実、児童虐待防止対策の強化といった時代の要請を踏まえ見直しを行うとともに、庁内外の推進体制を強化しながら関連施策の実施状況や課題に対する対応策を検討するなど、プランの着実な推進に努めてきました。

平成16年(2004年)10月には、社会全体で少子化対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、子どもの権利及び利益を最大限に尊重すること等を基本理念とした「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」を施行、平成17年(2005年)3月には「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」を策定し、現在は令和2年(2020年)3月に策定した第4期計画に基づき、子どもの未来に夢や希望の持てる社会の実現に向けて様々な環境整備を進めています。

平成19年(2007年)4月には、青少年を取り巻く環境が著しく変化する中で、青少年の健

全な育成のための社会環境の整備と青少年の福祉を阻害する行為を防止するため、「北海道青少年健全育成条例」を施行するとともに、平成20年(2008年)3月には同条例に基づき「北海道青少年健全育成基本計画(どさんこユースプラン)」を策定した後、令和2年(2020年)3月には第2次計画を策定し、関係団体や事業者等とも連携を図りながら、施策の推進に努めています。

また、平成26年(2014年)4月には、いじめの未然防止、早期発見や早期解消などへの対処のための対策に関する基本理念となる「北海道いじめの防止等に関する条例」を施行したほか、同年8月には、本道におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示す「北海道いじめ防止基本方針」を策定しました。現在は、国の基本方針の改正を踏まえ平成30年(2018年)2月に改正した方針に基づき、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題の克服に努めています。

さらに、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成27年(2015年)12月に「北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定し、令和2年(2020年)3月には、法改正等を踏まえ、第2期計画を策定しています。

【課題】

子育てしやすい環境づくりのためには、子育てに関する様々な不安や悩みに応えるため、身近な地域で切れ目のない支援を提供できる体制の充実を図ることが必要です。

道内のいじめの認知件数は小学校・中学校・高校ともに増加傾向にあり、特に近年小学校における伸びが高くなっています。また、認知したいじめの態様では、全国的に「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の割合が増加しており、学校の学活や授業などで、いじめは絶対に許されないことであるという指導や人権に関する学習を行うほか、情報モラル教育の充実が必要です。

児童相談所への児童虐待相談対応件数も年々増加の一途をたどっており、子どもの生命が奪われるといった重大な事件も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっているため、児童虐待の未然防止や早期対応に向け、関係機関との連携、市町村の児童相談体制強化への支援や普及啓発などに引き続き取り組む必要があります。

また、非行等の問題行動をとった子どもの多くが、被虐待経験があるという指摘や、子ども時代に虐待を受けた親がその子どもにも虐待を加えるという世代間の連鎖が見られることから、子どもに対するケアだけでなく、虐待する親に対するケアも重要です。

近年、スマートフォンの急速な普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、道内の多くの青少年がソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等の利用に起因して、児童買春や淫行などの性的な被害に遭っています。こうした被害に遭わないようにするためには、取締りはもとより、被害の実態やインターネットに潜む危険性について青少年やその保護者に注意を喚起して警戒心を高めるとともに、不適切な言葉や画像、違法な情報などが含まれているホームページにアクセスできないようにするフィルタリングの普及促進により、有害サイト等から青少年を守ることが必要です。

社会的養育を必要とする子どもについては、子どもの意見表明を適切に施策に反映する仕組みについて、さらに効果的な手法を検討するとともに、児童養護施設等退所児童の相談

対応や情報提供などのアフターケアが重要です。

また、本道においては、生活保護世帯の割合が全国に比べて高く、また、ひとり親家庭の状況について、母子世帯、父子世帯ともに低所得者層が多いことなどから、子どもの貧困の一層の拡大が懸念されています。

【施策の展開方向】

(1) 子育てしやすい環境づくりの推進

- ・身近な地域で子育て家庭の不安や悩み等に対する相談指導や地域の子育てサークル等への支援を行う地域子育て支援拠点の活用が広がるよう、各種広報媒体を活用した周知を図ります。
- ・「北海道すきやき隊」や地域の「せわずき・せわやき隊」、「どさんこ・子育て特典制度」などの子育て支援活動を幅広く展開し、意欲向上につながる支援策の検討を進めることにより、地域の子育て支援の気運を高め、子育てしやすい環境づくりを促進します。
- ・子育てと仕事を両立しやすい雇用環境の整備や保育サービスの充実、妊産婦や子育て家庭が安心して外出できるようバリアフリーの推進など、子育てを男女が共に担う環境づくりや子育ての負担の軽減に向けた取組を推進します。

(2) 子どもの権利を尊重する教育や啓発の推進

- ・学校教育において、子どもや教職員に「児童の権利に関する条約」の趣旨の理解を図るとともに、人権教育を推進するための研修の実施など、人権に配慮し、一人一人の個性を尊重する教育の充実に向けた取組を推進します。
- ・いじめや不登校の防止や早期発見、問題解決に向けたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など学校における相談体制の充実や電話等の相談窓口の設置、子どもの居場所づくりの支援など家庭、学校、地域社会が連携を深め一体となって問題に対応できる体制の強化に努めます。
- ・いじめの未然防止の取組を進めるため、児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する主体的な活動を推進します。

(3) 児童虐待防止対策の充実

- ・児童に対し相談窓口等の周知を図るとともに、一般道民や関係機関の理解を深めるための啓発活動や市町村ネットワークの構築に取り組みます。
- ・地域の関係機関において、子どもの育ち・生活環境に関する情報共有や支援が円滑に行えるよう、児童相談所が要保護児童対策地域協議会へ積極的に参画するとともに、市町村をはじめ、関係者向けの研修を実施し、地域における見守りや相談対応の充実に努めます。
- ・専門職員の法令等に基づく増員に加え、児童福祉に精通した職員の採用や研修の充

実による人材確保・人材育成を進めるとともに、必要に応じ医師や弁護士から専門的な助言を受けることによる医療的対応力や法的対応力の充実など、児童相談所機能の強化を図ります。

(4) 健全育成のための環境づくりの推進

- ・子どもの健全育成に有害な社会環境の浄化を図るための啓発活動や事業者に対する自主的な取組の要請など「北海道青少年健全育成条例」を適切に運用するとともに、子どもの非行防止と立ち直りを家庭、学校、地域社会が一体となって支援できるよう取組体制の整備に努めます。
- ・近年の情報化社会の急速な進展により、各種情報の入手が容易になったことに伴う誤った活用によるトラブルを未然に防止するため、情報モラルを身に付けさせる教育の推進に努めます。

(5) 子どもの犯罪被害防止

- ・子どもが事件・事故等から自らを守ることができるよう、安全に必要な知識や危険予測・危険回避能力を身に付けさせるとともに、「子どもの安全を見守る運動」を推進し、地域社会全体での子どもの安全・安心の確保に努めます。
- ・また、児童買春や児童ポルノ等子どもの福祉を阻害する犯罪を未然に防止するための教育、啓発を推進するとともに、取締り等に努めます。

(6) 社会的養育を必要とする子どもへの支援の拡充

- ・当事者である子どもの意見聴取等が適切に行われるよう取組を進めるとともに、児童養護施設等における子どもの意見聴取等の機会の確保を促進することにより、児童相談所が対応した子どもの権利擁護に努めます。

(7) 子どもの貧困対策

- ・子どもたちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにするため、「相談支援」、「教育の支援」などの取組を進め、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じ、子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。
- ・ひとり親世帯の自立を促進するため、就労支援や相談体制の充実などに努めます。

3 高齢者

【現状】

本道の高齢化率は、平成27年(2015年)の国勢調査では29.1%と全国平均を上回っていますが、内閣府の全国推計では、令和47年(2065年)には38.4%にまで上昇することが見込まれており、今後、寝たきりや認知症などの介護を要する高齢者が更に増加することが推測されています。

こうした状況の中、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加に伴う家庭による介護機能の低下、地域におけるつながりの希薄化による高齢者の社会的孤立や生活不安といった問題も顕在化してきています。

また、働く意欲のある高齢者の雇用・就業機会が確保できない状況が発生しているほか、介護者による身体的・心理的虐待や介護放棄、悪質商法や特殊詐欺による財産奪取などの高齢者に対する人権侵害が社会問題となっています。

【これまでの取組】

我が国においては、出生率の低下や平均寿命の伸びに伴い、世界に類を見ない速さで高齢化が進んでいます。この高齢社会に対応するため、平成元年(1989年)12月に「高齢者保健福祉推進10か年戦略(ゴールドプラン)」が、平成6年(1994年)12月には「新ゴールドプラン」が策定されました。

また、平成7年(1995年)12月には「高齢社会対策基本法」が施行され、国が講じるべき施策が規定されたほか、寝たきりや認知症高齢者の増加に伴い、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が平成12年(2000年)4月から施行されました。これと併せて平成11年(1999年)12月には、高齢者保健福祉施策の一層の推進を図る「ゴールドプラン21」が策定されました。

平成18年(2006年)4月には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行され、高齢者の権利利益の擁護が進められているほか、同年12月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」の施行により、高齢者、障がいのある人等の移動上や施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進が図られています。

また、平成23年(2011年)6月には「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行により、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が規定されています。

道においても、平成5年(1993年)3月に「北海道高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者のための総合的な施策の推進に努めてきました。

平成12年(2000年)からは、介護保険制度の導入に伴い、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」を一体的に策定し、両計画が連携して事業を推進してきました。現在は、令和3年(2021年)3月に策定した第8期計画に基づき、質の高いサービス提供体制の整備や、高齢者の生活基盤の充実と活躍の支援などを進めています。

【課題】

「人生80年時代」となった現在、豊かな高齢社会を実現するためには、豊富な知識を持っている高齢者が、誇りを持って、住み慣れた地域で安心して生活し続けられ、また、若い世代とともに地域社会の様々な活動に参画できるよう、社会環境づくりを進めていかなければなりません。

高齢者に対する虐待は、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、財産や生命までも危険にさらす重大な人権侵害であることから、道民への意識啓発、高齢者やその家族への相談機能を強化するとともに、市町村における相談体制や虐待防止の取組を総合的に支援し、その発生を防止する必要があります。

また、高齢者の弱みにつけこむ悪質商法や特殊詐欺による被害の防止に向けた取組が必要です。

高齢者の方々が生きがいを持って暮らせるよう、意欲と能力等を十分に発揮し、知識や技能を最大限活用しながら、年齢に関わりなく働き続けられる雇用機会を確保するとともに、地域貢献活動や様々な社会活動の場で積極的に役割を果たし、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めることが必要です。

また、高齢者が利用しやすい建物などの整備のほか、高齢者等を含むすべての人がお互いに理解を深め、支えあう「心のバリアフリー」を促進することが必要です。

高齢者が社会的に孤立することなく、介護等が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域包括ケアシステムを構築し、医療、介護、住まい、生活支援などのサービスを切れ目なく提供することが重要です。

認知症など支援が必要な高齢者の方々を支え、個人の尊厳を尊重されながら安心して生活ができる地域づくりを進めることが必要です。

また、生産年齢人口が減少し働き手の確保が一層難しくなる一方で、高齢化に伴い介護サービスの需要が高まるなど、社会構造が変革している状況下にあっても、介護現場において、ケアの質を確保しながら必要な介護サービスの提供体制を確保していくことが必要です。

【施策の展開方向】

(1) 高齢者の人権を尊重する啓発、相談体制の充実

- ・ 高齢者が、多年にわたり社会の進展に寄与してきた人として敬愛されるとともに、高齢者が年齢にとらわれることなく生涯現役で、生きがいを持って生活できる長寿社会について、道民の理解が深まるよう意識啓発に努めます。
- ・ 学校教育において高齢者に対する尊敬、感謝の心を育むよう教育・啓発を行うとともに、介護・福祉体験や高齢者との交流を推進します。
- ・ 介護サービスに関する苦情や、高齢者や介護者が抱える様々な相談に対応できるよう、身近な地域において相談できる体制の充実を図ります。

(2) 高齢者の権利擁護

- ・高齢者の尊厳を保持する重要性について道民の理解の促進を図るとともに、複雑・多様化する高齢者やその家族への相談機能の強化、介護施設従事者等に対する研修などを通じて、高齢者虐待の発生防止に努めます。
- ・認知症高齢者が地域で自立した生活を送れるよう必要な支援を行うとともに、支援が必要な人が不利益を被ることがないように成年後見制度の活用を促進するなど、高齢者の権利擁護を図ります。
- ・高齢者を狙う悪質商法や特殊詐欺に関する情報提供や関係機関との連携による相談対応、地域の見守り機能の活用などにより、高齢者の消費者被害等の防止に努めます。

(3) アクティブシニアの活躍支援

- ・働く意欲のある高齢者に対する就業支援を行うとともに、再就職に向けた職業能力の開発や65歳を超えても働くことができる職場の拡大、関係機関と連携した高齢者雇用に係る機運醸成を図ります。
- ・生涯学習や文化・スポーツ活動の推進、ボランティアや趣味のほか、バリアフリーの推進を通じた社会参加の促進など、高齢者の多様性や自主性を十分に考慮しながら、必要な支援に努めます。

(4) 高齢者の生活支援サービスの充実

- ・医療を必要とする要介護者が増加する中で、高齢者が地域で自立した生活をしていくため、在宅医療の充実を図るとともに、介護との連携を強化します。
- ・高齢者の自立支援と重度化防止に向け、要介護状態となる可能性の高い高齢者を早期に発見し、心身機能の維持・改善と生活の質の向上を目指した個別支援を行うとともに、必要なサービスを提供できる体制の整備に取り組みます。
- ・高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待や孤立死への対応など、複雑化・深刻化する地域福祉の諸課題に対応するため、全ての人々がお互いに支え合いながら、分野横断的に共通して取り組む施策を推進します。

(5) 介護サービスの充実

- ・地域のニーズに対応した在宅生活を支える介護サービス提供の基盤づくりや施設整備の促進を図るとともに、介護人材の確保や介護現場における業務改善の推進に努めます。
- ・介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する支援や介護事業者に対する適正な指導を行うとともに、指導担当者や福祉・介護職員を対象とした研修の実施などにより、介護サービスの質の確保・向上に努めます。

(6) 認知症高齢者施策の推進

- ・認知症の早期発見と的確な診断、早期対応などの認知症医療対策をはじめ、住民すべてに認知症に対する正しい知識の普及を進めるとともに、認知症ケアの質の向上を図り、地域において、認知症高齢者や若年性認知症本人・家族への包括的・継続的支援を実施する体制の構築に努めます。

4 障がいのある人

【現状】

障がいのある人もない人も共に生活するノーマライゼーションの理念の浸透に伴い、障がいのある人に対する理解と認識は深まっていますが、障がいのある人に対する偏見や差別、権利侵害などの事例が見受けられるとともに、自立や社会参加を阻む障壁が依然として存在しています。

具体的には、建築物や歩道の段差、必要のない方が障がい者等用駐車スペースを利用するなどの障がいのある人の利用への配慮不足、一人暮らしを始める際のアパートへの入居拒否や盲導犬等の補助犬を同行した場合の入店拒否といった不利益な取扱い、障がいのない人に比べて低い就業率や資格・免許取得の制限などがあげられます。

また、障害福祉サービス等での処遇に関わる不祥事、さらには障がいのある人の財産権の侵害など支援が必要であることにつけ込むといった経済トラブルも発生しています。

【これまでの取組】

国においては、平成5年(1993年)に障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的に「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正し、併せて「障害者対策に関する新長期計画」を策定するなど、関係省庁が横断的、総合的に施策を実施してきました。さらに、障がいのある人の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、平成14年(2002年)12月に「障害者基本計画」、「重点施策実施5か年計画」を策定しました。

近年は、障がいのある人の権利擁護に関する取組が進められており、平成24年(2012年)10月に障害者虐待防止法を施行、平成25年(2013年)4月の改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の施行により難病等を追加、平成26年(2014年)2月に「障害者の権利に関する条約」が国内で発効、平成27年(2015年)1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」を施行、平成28年(2016年)4月には障害者差別解消法が施行されました。また、平成30年(2018年)3月には「第4次障害者基本計画」が策定されています。

道においても、「国際障害者年」を契機に、昭和57年(1982年)1月に「障害者に関する北海道行動計画」を、また、平成5年(1993年)2月には「障害者に関する新北海道行動計画」

を策定し、障がい者施策の総合的な推進に取り組んできました。

平成10年(1998年)4月には、障がいのある人をはじめ、すべての人々が自由に行動し、様々な分野における社会参加の機会を等しく有することができるよう、公共的な施設や交通機関、情報、サービス等を円滑に利用できる福祉のまちづくりを進めるため「北海道福祉のまちづくり条例」を施行しました。

平成15年(2003年)3月には、21世紀初頭の北海道における障がい者施策の一層の推進を図るため、「北海道障がい者基本計画」を策定し、現在は、平成25年(2013年)3月に策定した第2期計画とその実施計画である令和3年(2021年)3月に策定した「第6期北海道障がい福祉計画」に基づき、障がい者施策の総合的な推進に取り組んでいます。

また、平成22年(2010年)4月には「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例(北海道障がい者条例)」を全面施行し、障がい者の権利擁護と暮らしやすい地域づくりの実現に向けて環境整備を進めています。

さらに、平成30年(2018年)4月には「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例(北海道意思疎通支援条例)」、「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例(北海道手話言語条例)」を施行し、障がいの特性に応じて、様々な意思疎通手段があることや、手話が日本語とは異なる言語であることなどについての理解促進、そして多様な手段を活用した情報保障の推進に取り組んでいます。

【課題】

障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会を実現するためには、障がいや障がいのある人への正しい理解と差別意識の解消に向けた普及啓発を進めることや、障がいのある人が、地域の様々な活動へ参加し、生活の質の向上や自己実現を図る機会の充実と参加を促進する環境づくりが必要です。

就労を希望する障がいのある人を取り巻く本道の雇用情勢は、依然厳しい状況にあり、障がいがあっても、地域において生き生きと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携、協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた就労機会の拡大などを促進することが必要です。

高齢化の進展などにより、障がいのある人の数が年々増加する中、地域での生活を希望する障がいのある人が、生涯を通じて自らの選択により一人一人のニーズに沿った必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続できるよう、身近な相談支援体制や生活を支える福祉サービスの充実を図ることが重要です。

また、障がいを軽減するリハビリテーションの充実が求められているほか、入院中の精神障がいのある人の地域移行の取組を進めるとともに退院後の地域生活の支援が必要です。

教育分野においては、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の障がいや重度・重複化、多様化していることから、障がいの状態等に応じた教育環境の整備を進める必要があります。

【施策の展開方向】

(1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ・障がいや理由とする不当な差別的取扱い禁止や障がいのある人に対する必要かつ合理的配慮の提供などについて、道民の理解を深めるための普及啓発を促進します。
- ・市町村や関係機関と連携・協力しながら、障がいのある人に対する虐待の予防や擁護者に対する支援を行うほか、相談体制の充実などを通じて、障がいのある人の権利擁護に取り組みます。
- ・知的障がい等により支援が必要な人の成年後見制度の利用を促進するため、市町村に対する支援を行います。

(2) ノーマライゼーション理念の普及と教育・交流機会の拡大

- ・障がいのある人が自らの選択と決定により参加することができる活動の機会を増やすとともに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、意思疎通手段の確保、移動に関する支援の利用促進など社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進します。
- ・児童や生徒が障がいのある人への正しい認識を身に付け、お互いの立場を思いやり、相互に協力し合う心や態度を養うため、障がいのある子どもとない子どもが共に育つ環境の整備やボランティア活動の実践など福祉に関する学習機会の充実に努めます。

(3) 雇用・就業対策の推進

- ・障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた就労機会の拡大や職場定着などを促進します。

(4) 生活支援の推進

- ・どこに住んでいても、自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活や社会生活を営むことができる体制を整備します。また、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者等の地域生活への移行を推進するとともに、障がい福祉・医療を支える人材の養成・確保に努めます。
- ・障がいのある人が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることができるよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。
- ・精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進します。
- ・難病の特性に応じた適切な福祉サービスの提供、難病に対する理解の促進に努めるとともに、医療や日常生活に係る相談対応などを通じ、難病に対する不安解消など精神的負担の軽減を図ります。

(5) 特別支援教育の充実

- ・障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、特別な支援を必要とする子どもたちに、切れ目のない一貫した教育が行われるよう、教育環境の整備・充実や情報通信技術 (ICT) を活用した就労などの多様な働き方に合わせたきめ細かな取組など、一人一人の教育ニーズに応じた指導や支援の充実を図ります。

(6) 福祉のまちづくりの推進

- ・「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが安心して快適に生活できる福祉のまちづくりを総合的に推進するため、公共的施設等のバリアフリー化のほか、障がいのある人を含むすべての人々が、お互いに理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」を推進し、福祉環境の整備を促進します。

5 アイヌの人たち

【現状】

アイヌの人たちは、狩猟や漁労を中心とする暮らしを営む中で、独自の言語であるアイヌ語や、自然との共生を基本とした信仰や風俗習慣、ユカラなどの口承文芸や古式舞踊など、固有の豊かな文化を育んできました。

現在では、アイヌの人たちの社会的、経済的地位の向上を図るとともに、アイヌ文化を振興し、アイヌの伝統等に対する国民の理解を促進するため、様々な施策が推進されていますが、過去、長い間にわたりアイヌの人たちが社会的にも経済的にも恵まれない状況に置かれてきたことは歴史的事実であり、このため、アイヌとしてのアイデンティティは脈々と受け継がれているものの、長い苦難の歴史の中で、アイヌの言語や文化、伝統的生活習慣など失われていったものも少なくありません。

また、アイヌの人たちと道民一般との格差は改善傾向にあるものの、生活保護率や大学進学率などにおいてははまだ格差が認められるほか、結婚や学校などにおける差別や偏見の存在も報告されています。

【これまでの取組】

国連は、昭和40年(1965年)12月の総会で人種差別の問題を包括的に規定した「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を採択しました。また、平成19年(2007年)9月には、政治、経済、文化、その他の広範な分野にわたって先住民族や個人の権利と自由について規定した「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を採択しました。

国においては、明治2年(1869年)に開拓使を設置し、蝦夷地を北海道と改めて以降、急

激な開拓や資源保護のための鮭や鹿の捕獲の禁止などにより、アイヌの人たちの生活基盤に大きな打撃を与えたほか、独自の文化の制限や日本語使用の強制といった同化政策が進められました。

戦後、我が国の民主化が進むのに呼応するように、北海道ウタリ協会を中心に、アイヌの自立と社会的地位の向上を目指す運動が展開されるようになり、こうした動きの中で、アイヌの人たちと国民一般との格差を是正するための様々な支援策が講じられるようになりました。平成9年(1997年)7月には、我が国の法体系の上で初めてアイヌの人たちを民族として認めた「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」が施行されました。

また、平成19年(2007年)9月の「先住民族の権利に関する国連宣言」の採択を受け、平成20年(2008年)6月に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を採択したほか、令和元年(2019年)5月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」を施行し、アイヌの人たちが民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に向けた取組を進めています。

道においては、昭和47年(1972年)に「北海道ウタリ生活実態調査」を実施した結果、アイヌの人たちと道民一般との格差が認められたことから、生活、教育、雇用、産業などアイヌの人たちに対する総合的対策として「北海道ウタリ福祉対策」を昭和49年(1974年)から4次にわたり進め、平成14年(2002年)4月からは「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」と名称を改め、平成27年(2015年)7月に策定した第3次方策に基づき対策を進めてきました。

また、アイヌ文化については、アイヌ文化振興法に基づき、平成11年(1999年)3月に「アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画」を策定し、アイヌ文化の振興等に関する諸施策に取り組んできました。

令和元年(2019年)10月にはアイヌ施策推進法に基づき「北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針」を、また、令和3年(2021年)3月には「北海道アイヌ政策推進方策」を策定し、理解の促進、生活向上、文化振興、地域振興や産業振興、観光振興などアイヌ施策を総合的に推進することとしています。

【課題】

アイヌの伝統や文化は民族としての誇りの源泉であり、これらの伝統や文化が次代に継承されることが、アイヌの人たちの人権を尊重するという観点からも重要です。

自然を敬い、自然との関わりの中で伝統文化を培ってきた「アイヌの人たちとの共生」を実現していくことは、北海道にとって21世紀を人権の世紀とするための、重要な試金石であると考えます。

また、子どもたちの発達の段階に応じてアイヌの歴史・文化等について正しい知識を身に付けることができるよう、アイヌの歴史・文化等に関する施設や人材を活用した学習の推進が必要です。

【施策の展開方向】

(1) アイヌ文化の振興とアイヌの人たちに対する理解の促進

- ・ 国と連携しながら、アイヌ文化の伝承者等の養成を促進するとともに、アイヌ文化の復興・発展の拠点となる「ウポポイ(民族共生象徴空間)」や道内各地の博物館・資料館等も活用し、アイヌ語やアイヌの伝統文化の保存、振興に向けた施策を推進します。
- ・ 子どもたちがアイヌの歴史・文化等を正しく理解することができるよう、教師用指導資料や、初任段階教員等を対象とした研修会などを通して、小・中学校における施設や人材等を活用した学習等に関する指導の在り方について指導するとともに、実践事例の提供を行います。
- ・ 市町村教育委員会が作成する小学校向け副読本の内容の充実に向け、アイヌ教育相談員を配置するとともに、市町村教育委員会の求めに応じた指導助言などの支援を行います。

(2) アイヌの人たちの生活の安定と産業の振興

- ・ 道民一般と比べてなお生活水準に格差が認められる状況に鑑み、生活や教育、雇用、産業など、アイヌの人たちのニーズを踏まえ、様々な角度から必要な支援を行うとともに、アイヌの人たちの自主的な活動の促進と社会的、経済的な地位の向上を図ります。
- ・ 地域振興や産業振興などを含め未来志向によるアイヌ政策を総合的に推進することにより、アイヌの人たちが民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図ります。

6 外国人

【現状】

経済はもとより社会・文化など様々な分野でグローバル化、ボーダレス化が進み、我が国で暮らす外国人は年々増加しています。

本道における在留外国人も、平成30年(2018年)末で約37,000人と、15年前と比べて約2.1倍に増加するなど、学校、地域社会、職場など日常生活の様々な場面で外国人と接する機会が増えてきています。

こうした外国人の増加に伴い、言葉や文化、生活習慣や価値観の違いなど、外国人と地域住民との相互理解の不足による誤解やトラブルも見受けられます。

【これまでの取組】

外国人の人権について、昭和53年(1978年)10月、最高裁判所は、「基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象にしていると解されるものを除き、我が国に在留

する外国人に対しても等しく及ぶ」との認識を示し、昭和54年(1979年)9月の「国際人権規約」の批准と昭和56年(1981年)10月の「難民の地位に関する条約・議定書」加入を契機に、外国人法制の見直しが進められ、外国人への社会保障サービスの提供や、在日韓国人など特別永住資格者への指紋押捺義務の免除などを内容とした改正「外国人登録法」が平成5年(1993年)1月に施行されました。

一方、1980年代以降は、労働力不足を背景に、多くの外国人労働者が日本の労働市場に流入しましたが、昭和26年(1951年)11月に施行した「出入国管理及び難民認定法(入管法)」では労働者の滞在を正規化できる在留資格が設けられていなかったため、多くの外国人が不法就労者となり、労働条件あるいは生活面で様々な不利益を受けるいわゆるニューカマーの問題が発生しました。

こうした事態を受けて、国は平成2年(1990年)6月に改正「入管法」を施行し、就労・活動制限の有無などを基準に、日系2世、3世などの優先的入国・在留を認めることにしました。

その後、平成29年(2017年)11月の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習法)」の施行、平成30年(2018年)12月の「入管法」の改正により、新たな在留資格「特定技能」を創設するなど、外国人の働き手を迎え入れるための基盤整備が進められています。

また、近年は、大都市を中心に起きている特定の民族や国籍を排斥する差別的な言動が、いわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めており、平成28年(2016年)6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されています。

道においても、本道の国際化の推進を図るため、平成10年(1998年)4月に「国際化の推進方策」を策定し、グローバル化に伴う様々な影響を踏まえ、内容の見直しを行いながら、平成29年(2017年)12月には、「北海道グローバル戦略」を策定するとともに、平成31年(2019年)3月に「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」を策定するなど、市町村や民間団体などと連携を図りながら、国際交流や国際協力、さらには外国人にも暮らしやすい地域づくりといった多文化共生社会の形成などの施策を進めています。

【課題】

日本人と外国人が共に暮らしやすい地域社会を形成するためには、本道に暮らす外国人も同じ地域の一員として迎え入れる開かれた地域社会づくりを進め、すべての人が同じ人間として人権や人格を尊重し合い、異なる文化や考え方を認め合う多文化共生意識の醸成が極めて重要です。

このため、多言語での情報提供や相談対応などの環境整備を進めるとともに、道民の間に、異なる言語や文化、慣習に対する認識を深め、多様な価値観を尊重する心を育むことが必要であり、地域、家庭、学校、職場が連携・協力して人権教育を推進するとともに、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、文化の違いや多様性を尊重するための国際理解教育が求められています。

教育現場においては、自国はもとより、諸外国の歴史や文化、伝統等について理解を深

め、尊重し、様々な価値観を持つ人々と共に協調して生きていく態度を養う取組をさらに推進するとともに、海外の子どもたちと実際に触れ合いながら国際理解を図る機会を促進することなどが求められているほか、外国人児童生徒に対するきめ細かな日本語指導が必要です。

また、外国人が安全に安心して暮らせる環境をつくるとともに、業界や企業等における受入環境づくりを支援するため、外国人に対する情報提供や相談体制の充実とともに、事業者に対する周知・啓発が必要です。

【施策の展開方向】

(1) 国際理解の促進と共生意識の醸成

- ・道民一人一人が国際社会に対する認識を深め、異なる価値観を理解し、人権を守り尊重する意識や行動力を養うため、講演会をはじめ外国人が参加しやすい交流イベントの開催など、様々な啓発を実施します。
- ・「ヘイトスピーチ解消法」を踏まえ、関係機関と連携しながら、ヘイトスピーチは許されないという認識を広める啓発に努めます。

(2) 学校における国際理解教育や多文化教育の推進

- ・海外への修学旅行、姉妹友好連携地域や姉妹校の児童生徒との交流活動、海外からの訪日教育旅行の受入れなどを通じて、異なる文化や外国人との触れ合いを深める体験交流の機会の拡充を図ります。
- ・ICTを活用した海外の高校生等との意見交換など、異なる文化について理解を深めるとともに、コミュニケーション能力を育成する機会の充実を図ります。
- ・関係機関と連携し、留学経験者による体験講話や留学相談を実施するなど、高校生の海外留学の支援に取り組みます。
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒への適切な指導が行われるよう、優れた事例の提供などを通して、市町村教育委員会や学校の取組を支援します。

(3) 外国人が住みやすい地域づくり

- ・外国人が地域社会で安心して暮らすことができるよう、日常生活に必要な知識や情報の提供、関係機関との連携による相談体制の強化、日本語学習機会の拡充など、生活環境の充実に努めます。
- ・外国人が地域社会にとけ込むことができるよう、住民との交流機会の拡大や、各種行政施策への外国人の意見・ニーズの反映に努めます。

(4) 外国人が働きやすい就業環境づくり

- ・外国人に選ばれ、働き、暮らしやすい北海道を目指し、国の関係機関とも連携し、労働条件や就業環境の適正化に向け、事業者に対する周知・啓発や、人材確保のための取組への支援を行います。

7 HIV・ハンセン病等の感染者等

【現状】

我が国において、平成30年(2018年)末までに報告されたヒト免疫不全ウイルス(HIV)感染者やエイズ患者の数は3万人を超え、各年齢層で感染者・患者の発生がみられます。

平成8年(1996年)に和解した薬害エイズ裁判後、全国的に医療体制の整備が進められ、HIV／エイズへの知識がある程度普及した現在においても、感染者・患者に対する理解はいまだ十分とはいえない状況にあります。HIVへの感染については、依然として自分には無関係な一部の人の病気という意識が根強く残っており、予防行動がきちんとなされず感染者の増加を招いたり、感染者への差別や偏見を助長する一因ともなっています。

また、ハンセン病患者・回復者は、「らい予防法」の廃止により、自らの意志で療養所を退所することができるようになりましたが、いまだに多くの方が生活への不安や偏見、差別への恐れから療養所で生活を続けています。

令和2年(2020年)に世界的に流行した新型コロナウイルス感染症では、患者やその家族、医療・介護従事者などに対する差別や偏見、誹謗中傷が社会問題となっています。

【これまでの取組】

国においては、平成元年(1989年)2月に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」を施行しましたが、平成11年(1999年)4月には、感染症患者等の人権に配慮した施策を推進することを基本理念とした「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」を施行し、これに伴い「エイズ予防法」は廃止されました。

この前文では、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者に対するいわれのない差別や偏見があった事実を重く受け止め、今後の教訓としています。

道においても、平成12年(2000年)3月に「北海道感染症予防計画」を策定し、現在は第5版計画に基づいて感染症に対する知識の普及啓発や感染症患者等に対する人権に配慮した各種施策が実施されています。

HIV／エイズについては、一般道民を対象としたパンフレットの作成・配布やテレビ等の広報媒体の活用により、正しい知識の普及啓発を進め、HIV感染者等に対する差別や偏見の解消に努めています。

ハンセン病については、平成8年(1996年)の「らい予防法」廃止まで続いた国の隔離政策が患者・回復者の人権を制限し、差別や偏見を生む原因となり、多くの患者・回復者やその家族に大きな苦しみを与えてきました。

平成13年(2001年)5月の「ハンセン病国家賠償請求訴訟に係る熊本地方裁判所判決」に対し、国はハンセン病問題の早期解決のため控訴せず、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定したほか、名誉回復等の施策に取り組むこととしました。

平成21年(2009年)4月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題解決促進法)」が施行され、ハンセン病患者・回復者やその家族の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進が図られています。

また、令和元年(2019年)6月のハンセン病家族訴訟に係る熊本地方裁判所判決において、家族の被害について国の責任を認めたことを受け、同年11月に施行された「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」により、元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給、名誉の回復や福祉の増進が図られています。

道においても、本道出身の回復者の方からの要望を踏まえ設置された「北海道ハンセン病問題を検証する会議」により、平成23年(2011年)6月、強制隔離などに関する国・道の責任や今後の対応についての提言などを内容とする「北海道ハンセン病問題検証報告書」が取りまとめられました。

【課題】

HIV／エイズに関する正確な知識を普及し、感染者等に対する偏見や差別を解消するとともに、道民が自らの健康の問題として感染予防を行うことが重要です。

特に、性に関する適切な意思決定や行動選択に係る能力が形成過程にある青少年に対しては、性に関する重要な事柄の一つとして、HIV／エイズに関する知識の普及啓発を行うことが重要です。

また、ハンセン病患者・回復者やその家族が安心して生活できるよう、正しい知識の不足による差別や偏見の解消に向けて、普及啓発や広報活動に一層取り組むことが重要です。

その他の感染症についても、感染症の発生に関する適切な情報の提供や感染症とその予防に関する正しい知識の普及を行うとともに、感染症のまん延防止のための措置を行うに当たっては、患者等の人権を尊重する必要があります。

【施策の展開方向】

(1) 教育・啓発活動の推進

- ・ HIV感染者／エイズ患者、ハンセン病患者・回復者などへの差別や偏見を解消するため、「第5版北海道感染症予防計画」や「北海道ハンセン病問題検証報告書」、令和元年(2019年)7月の「内閣総理大臣談話」を踏まえ、道民に対する正しい知識の普及啓発に努めます。
- ・ HIV感染症については、関係機関の連携の下、健康教育の一環として、他の性感染症予防も含め、具体的な知識や情報提供とともに、互いの健康や権利の尊重など総合的

な視点から啓発に努めます。

- ・新型コロナウイルス感染症等のその他の感染症についても、不確かな情報に惑わされず、正しい情報に基づき冷静に思いやりのある行動をしていただくよう啓発に努めます。

(2) 患者等の人権に配慮した相談体制等の整備

- ・患者等のプライバシーの保護を図るため、関係職員に対する研修を通じその徹底を図るとともに、医療機関に対する適切な指導に努めます。
- ・身近な保健所等においてHIV感染の匿名検査や相談対応を行うとともに、利用しやすい検査・相談体制の整備に努めます。

(3) 自立・社会参加への支援

- ・HIV感染者／エイズ患者については、安心して医療を受けられる体制の整備やカウンセラー等による相談対応などにより、心理的支援に努めます。
- ・ハンセン病療養所の入所者やその家族が安心して生活できるよう、関係機関と連携した支援に努めます。

8 犯罪被害者等

【現状】

犯罪被害者等(犯罪被害者及びその家族)は、命を奪われたり、体を傷つけられるといった直接の被害を受けるだけではなく、犯罪による著しいストレス障害等の精神面や医療費の負担などの経済的な面でも大きな被害を受けています。

また、捜査や裁判の過程で被る精神的ショックや、周囲のうわさ話、マスコミの過剰な取材などによる二次被害や再被害の懸念など、様々なストレスに苦しんでいますが、現在においても犯罪被害者等が受ける被害の実情についての理解は十分ではなく、社会的関心が高いとはいえない状況にあります。

特に、近年、性犯罪における高い再犯率や、児童虐待件数の増加など、弱者である女性や子どもを対象にした犯罪等による被害の問題が深刻化しています。

【これまでの取組】

国においては、昭和56年(1981年)1月に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を施行するなどの法整備を進めており、平成17年(2005年)4月には犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした「犯罪被害者等基本法」を施行するとともに、同年12月、同法に基づく「犯罪被害者等基本計画」を策定しました。

現在は、令和3年(2021年)3月に策定した第4次計画に基づく取組が進められてきてお

り、これまで犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度等の創設や給付額の引き上げなど、犯罪被害者等を支援するための諸制度の整備が図られてきました。

道においても、道警を中心に犯罪被害者等の心情に配慮した相談対応など支援対策を行ってきましたが、国の計画を踏まえ、平成19年(2007年)3月に「北海道犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、現在は、令和3年(2021年)3月に策定した第4次計画に基づき、関係機関と連携を図りながら施策の推進に努めています。

また、平成30年(2018年)4月には、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、「北海道犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

【課題】

誰もが犯罪被害者になる可能性がある今日、犯罪被害者等の人権を擁護し、平穏な日常生活を取り戻すためには、関係機関・団体との連携の下、犯罪被害者等の立場に立った、適切できめ細かい支援を途切れなく提供することが必要です。

また、周囲の人々の配慮のない言動や無関心による二次被害を防ぐため、犯罪被害者等の立場になって考え、支援することの大切さについて、道民に対する教育・啓発を行っていく必要があります。

【施策の展開方向】

(1) 犯罪被害者等への支援の推進

- ・ 関係機関・団体と協力・連携しながら、損害賠償請求制度や各種経済的支援制度の周知、被害直後からの生活支援策に係る情報提供などの支援に努めます。
- ・ 犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるよう、精神的・身体的被害に対する保健・医療・福祉サービスの充実に努めます。

(2) 相談・支援体制の充実

- ・ 犯罪被害者等支援のための相談機能の向上に努めるとともに、犯罪被害者等支援に関する各種情報について、関係機関・団体と連携しながら、道民への周知を行います。
- ・ 増加している性犯罪・性暴力被害者に対し、相談から医療面のケアまで切れ目のない支援をワンストップで行う体制の整備を進めます。

(3) 教育・啓発活動の推進

- ・ 犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等が被害から立ち直り、平穏な生活を送ることができるための配慮の重要性などについて、道民の理解を深めていくための普及啓発やいのちの大切さなどについての啓発の充実に努めます。

- ・中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会を開催するなど、犯罪被害者等への配慮や協力の意識の醸成に努めます。

9 犯罪をした人等

【現状】

犯罪をした人等(刑を終えて出所した人や刑の執行を猶予された人、罪を犯し保護観察処分を受けた人など)が、社会の一員として立ち直ろうとする意欲がある場合であっても、社会における根深い偏見や差別により就労や住宅の確保等に困難があるなど、その社会復帰は厳しい状況にあります。

また、本人だけではなく、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。

刑法犯の認知件数が減少する中、検挙人員に占める再犯者の割合が増加していることは、安全で安心な地域社会の実現に向けた課題となっています。

【これまでの取組】

国においては、平成28年(2016年)12月に再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務や施策の基本事項などを示した「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」を施行するとともに、翌年12月に「再犯防止推進計画」を策定し、取組を進めています。

道においても、平成22年(2010年)に「北海道地域生活定着支援センター」を設置し、保護観察所等と連携しながら、矯正施設からの出所に当たり特別な配慮が必要な高齢者や障がいのある人等に対する支援を行っているほか、国の「社会を明るくする運動」と連動した啓発活動を行っており、令和3年(2021年)3月には「北海道再犯防止推進計画」を策定し取組を進めています。

【課題】

更生保護や再犯防止施策は、これまで刑事司法施策の一環として、国が中心となって実施されてきましたが、高齢者や障がいのある人等で、社会の支援につながらないまま刑事司法手続が終了し、再犯につながるケースもあることから、こうした人たちが社会復帰を果たす上で必要な住民サービス等を円滑に受けることができるよう、関係機関相互の連携・協力体制を強化する必要があります。

また、犯罪をした人等の立ち直りに向けては、周囲の人々の理解と協力が不可欠ですが、更生保護や再犯防止の概念は道民にとって必ずしも身近ではなく、再犯防止に向けた施策に関する理解や関心が十分に深まっているとは言えないことや、民間協力者による活動についても道民に十分に認知されていないことが課題となっています。

【施策の展開方向】

(1) 犯罪をした人等の社会復帰に向けた支援の促進

- ・ 犯罪をした人等が再び社会の一員として地域に定着できるよう、国の関係機関や市町村、民間協力者との連携を強化しながら、就労や住居の確保、円滑な保健医療サービスの利用などの支援を行います。

(2) 広報・啓発活動の推進

- ・ 道民の再犯防止に向けた施策に関する理解や関心を深めるとともに、民間協力者による再犯の防止等に関する活動などについての認知を高めるため、各種啓発事業を通じて更生保護や再犯防止の概念の周知を図り、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深める取組を推進します。

10 性的マイノリティ

【現状】

性の自己認識(こころの性)と生物学的な性(からだの性)が一致しない性別違和を有する人や、同性愛者・両性愛者などの性的マイノリティの人たちは、男女で分ける考え方や異性愛を前提とした社会の中で、性の多様性に関する周囲の理解が不足しているため、偏見の目を向けられたり、嫌がらせや差別的な扱いを受けることがあります。

我が国において、同性愛者同士の結婚については、法律上の保護が与えられていませんが、住民登録業務を所管する市町村を中心に、同性カップルを婚姻に相当する関係として認める「パートナーシップ宣誓制度」を導入する動きが広がっています。道内では札幌市で平成29年(2017年)6月に導入されました。

【これまでの取組】

国連は、平成20年(2008年)、性的指向や性自認に基づいた人権侵害の根絶を世界に呼びかける声明を出し、平成23年(2011年)には、人権の普遍性を確認し、性的指向や性自認を理由とした暴力行為や差別に重大な懸念を示す決議を国連人権理事会で採択しました。

また、世界保健機関(WHO)は令和元年(2019年)、国際疾病分類を改訂し、「性同一性障害」を精神疾患の分類から除外しました。

国においては、平成16年(2004年)7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たした場合には、家庭裁判所での審判により、戸籍上の性の変更が可能となり、平成20年(2008年)にはその条件を緩和する法改正が行われました。

また、平成28年(2016年)には、職場での性的マイノリティへの差別的な言動がセクシュアル・ハラスメントに当たることについて、男女雇用機会均等法に基づく事業者向けの「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」に明記されました。

学校においても、平成27年(2015年)の国の通知により、性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援や、児童生徒に対する性的指向や性自認に関しての相談体制などの充実が求められています。

道においても、平成16年(2004年)に公文書における性別記載の見直し基準を策定し、性別記載に合理的理由がない公文書については、原則として、性別の記載を廃止したほか、令和2年(2020年)3月実施の道立高校の入学選抜から、入学願書における性別欄を廃止するなどの取組を行っています。

また、性的マイノリティに対する社会的な関心の高まりを受け、啓発冊子の作成・配布、道民等の理解を深めることを目的としたフォーラムの開催など様々な場での教育・啓発に努めています。

【課題】

性的マイノリティの人たちは、自らの性的指向や性自認を明らかにすることにより受けることが予想される嘲笑や侮蔑、本人の了解なく第三者に暴露される行為(アウトティング)といった周囲の無理解による悩み、不安など、様々な苦痛や困難を抱えています。

しかしながら、「道民意識調査」(令和2年)において、人権や差別問題について関心があることとして複数回答で尋ねた結果、「性的マイノリティ」と回答した方は19.0%と約5人に1人に留まっており、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが自分らしく生きることができるとともに、性の多様性について多くの人が認識し、理解を深めるためのさらなる啓発が必要です。

また、思春期においては性的マイノリティに関する正しい知識を得られる機会が少ないため、自己の性的指向に悩んだり、家族や友人、教師などの何気ない言葉や態度により心身への負担が過大となることがあります。

このため、児童生徒や教職員の性的マイノリティに対する理解を深めるとともに、児童生徒等が相談しやすい環境を整えることやその心情等に配慮した対応が必要です。

【施策の展開方向】

(1) 性の多様性に関する理解の促進

- ・地域社会や職場における、性的マイノリティや性の多様性に対する正しい理解が深まるよう、様々な手法を活用した人権教育・啓発に努めるとともに、企業や支援団体等と連携し、当事者が暮らしやすい環境づくりに向けた取組を促進します。

(2) 教育現場における取組の推進

- ・性的マイノリティについて教職員が正しく理解し、配慮が必要な児童生徒に対し適切に対応・支援できるよう、研修の充実や教職員向け研修資料の作成・配布などを行います。
- ・児童生徒が性の多様性を認め、固定的な考え方や偏見にとらわれない態度や他者を思いやる気持ちを育てる人権教育を推進するとともに、当該児童生徒が安心して学校生活を送るために必要な支援や相談体制の充実を図ります。
- ・各学校における男女混合名簿(五十音順)の導入の推進などを通して、男女平等参画の推進や、教育の場における個人の性的指向や性自認の多様性への適切な配慮に取り組みます。

(3) 情報提供等の充実

- ・当事者の悩みに適切に対応できるよう、ホームページ等により相談窓口等の情報をわかりやすく発信するほか、市町村に対し、道外自治体の性的マイノリティに関する施策等について情報提供を行います。

11 インターネットによる人権侵害

【現状】

インターネットやSNSの普及により、手軽に情報を収集・発信できるようになりましたが、反面、その匿名性を悪用したプライバシーの侵害、誹謗・中傷などの差別を助長する表現や虚偽のニュース等の流布、個人情報流出などの人権侵害が問題となっています。

また、SNSに起因する子ども同士のいじめのほか、未成年者がインターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為に遭うなど犯罪に巻き込まれる事例も発生しています。

「道民意識調査」(令和2年)において、人権や差別問題について関心があることとして複数回答で尋ねた結果、「インターネットによる人権問題」と回答した方は44.7%であり、子ども、障がい者に次いで高い関心が示されました。

令和元年(2019年)におけるインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の受理・処理件数は、平成29年に次いで過去2番目に多い件数(1,985件)を記録しており、北海道内においては138件と過去5年で最高件数を記録しています。

国においては、SNS等における人権侵害の書き込み削除のための裁判手続の円滑化に向け、インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方や、発信者情報開示の在り方について検討が行われています。

【これまでの取組】

国においては、平成14年(2002年)5月に施行した「特定電気通信役務提供者の損害賠

償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」において、インターネットでの情報の流通によって人権侵害が発生した場合のプロバイダ等の責任範囲や、発信者情報の開示を請求する権利を定めました。

プロバイダ業界では、法の制定を受け、削除要請を受けた場合の対応や判断基準を明確化した「プロバイダ責任制限法名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン」や発信者情報開示請求の手續や判断基準などをまとめた「発信者情報開示関係ガイドライン」を定めるなどの取組が行われています。

青少年に対する取組としては、平成21年(2009年)4月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」が施行され、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化するなどの対策が行われています。

また、平成25年(2013年)9月に施行された「いじめ防止対策推進法」においては、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進について定められています。

平成26年(2014年)11月には、いわゆるリベンジポルノ等の被害の発生や拡大防止を図るため、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)」が施行されています。

令和3年(2021年)4月には、より円滑な被害者の救済を図ることを目的として、発信者情報の開示に必要な手續について、新たな裁判手續を創設することなどを内容とした改正プロバイダ責任制限法が成立しました。

道においても、人権啓発に関するフォーラムなどのイベントの場において、インターネット上の人権侵害問題などを取り上げた啓発冊子を配布しているほか、我が国における人権尊重思想の普及高揚を目的とした「人権週間」においてインターネットの適正利用を呼びかけています。

また、関係機関と情報共有しながら、青少年を対象としたスマートフォンや携帯電話の安全利用に関する教室、インターネット等の危険性などに関する教員を対象とした研修会の開催など、ネット上の人権侵害やトラブルから青少年を守るための取組を行っています。

平成30年(2018年)3月には「北海道青少年健全育成条例」を改正し、フィルタリング有効化措置を希望しない場合は、その理由を記載した書面の提出義務を保護者に課したほか、令和2年(2020年)1月の同条例の改正により、青少年に対し、不当な手段により、児童ポルノの提供を求める行為を禁止しました。

【課題】

インターネットは、その性質上、一旦情報や画像が掲載されると消し去ることは極めて困難であり、匿名性、情報発信の容易さから、真偽が定かではない情報も多く存在しています。

そのため、道民一人一人が、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解の下に人権意識をもってインターネットを利用するよう、家庭や学校、地域社会などあらゆる場を通じた啓発を推進することが必要です。

また、ネット上のいじめを未然に防止するためには、情報モラル教育の充実はもとより、学

校、家庭、地域、関係機関が連携して児童生徒がネット上のトラブルに巻き込まれることがないように、継続的な取組が求められています。

インターネットに書き込まれた人権を侵害するような情報に対しては、国との情報共有や連携した取組により、プロバイダへの削除要請等に速やかに対応することが重要です。

【施策の展開方向】

(1) 人権意識を持ったインターネット利用の啓発活動の推進

- ・名誉やプライバシーについて正しく理解し、法律を守ることはもちろん、道民一人一人がルールやマナーを守り、人権を侵害する情報をインターネット上に掲載することのないよう、関係機関と連携して啓発を行います。

(2) 情報モラルに関する教育の充実

- ・児童生徒が、インターネット上の様々な情報の中から、真偽を主体的に判断し、必要なものを的確に選別・活用できる能力や、適切に行動するための基本となる考え方や態度を育成する情報モラル教育の充実と保護者への啓発に努めます。
- ・ネット上のいじめなどインターネット上のトラブルから児童生徒を守るため、学校、家庭、地域の関係機関団体や企業等、地域社会が連携を図り、インターネット等の危険性についての指導やスマートフォン等のフィルタリングの徹底などの取組を推進するほか、インターネットを通じて行われるいじめが発生した場合に、迅速かつ的確に対処できる体制の整備に努めます。
- ・教職員が、インターネット上の誤った情報や偏った情報に関する問題や情報化の進展が社会にもたらす影響について認識し、情報の収集・発信における個人の責任や個人情報情報の取扱いなどについて理解を深めるための研修の充実を図ります。

(3) 安全安心なインターネット利用の促進

- ・北海道青少年育成条例に基づき、加害行為の抑制と自画撮り被害の未然防止に努めるとともに、関係機関と連携し、ネット上の人権侵害やトラブルから児童生徒を守るための取組を行います。
- ・家庭においても、保護者の役割として、子どもをインターネット上の有害情報から守るために、フィルタリング利用の促進や家庭内でのインターネット利用のルールづくりを行う重要性について啓発を行います。
- ・ホームページ等により、インターネット上の人権侵害問題に関する相談窓口等の情報をわかりやすく発信するほか、インターネット上で人権を侵害する書き込みなどに関する相談があった場合には、法務局等の関係機関と連携、協力し、プロバイダへの削除要請など適切な対応に努めます。

12 その他

(1) 同和問題

同和問題は日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造による問題であり、日本国憲法の基本的人権に関わる問題です。

同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題とされ、生活環境の格差は大きく改善されましたが、依然として教育、就業、結婚問題などで根深く差別が存在しています。

また、高額図書の購入強要をはじめとする「えせ同和行為」やインターネット上の差別書き込みなど、同和問題の解決を妨げる悪質な事例も発生しています。

本道においては、同和問題に対する認識は浅い現状にあります。我が国固有の人権問題として、正しい理解の普及啓発に努めます。

(2) 北朝鮮による拉致問題

1970年頃から80年頃にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消しました。これらの事件の多くには、北朝鮮による拉致の疑いが持たれています。政府はこれまでに、17名を拉致被害者として認定しており、この中には北海道関係者も含まれます。

北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権や国民の生命と安全に対する重大な侵害であり、一日も早い救出に向けて、道民一人一人の声を結集し、政府の取組を後押ししていく必要があります。

このため、一人でも多くの道民の皆様へ、拉致問題について関心を持っていただくよう、市町村や関係団体と連携の下、各種啓発に努めるとともに、国に対し、早期解決に向けた働きかけを行います。

(3) 災害に伴う人権問題

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災をはじめ、近年は、台風や局地的な集中豪雨に伴う風水害、土砂災害等が相次いで発生しており、女性や乳幼児、高齢者、障がいのある人、外国人等の要支援者への配慮が課題になっています。

また、同年に発生した福島第一原子力発電所事故では、避難を余儀なくされた人々が、いわれのない偏見や根拠のない風評に基づく差別的な扱いや嫌がらせを受けるなどの深刻な人権問題が発生しました。

道においては、平成21年(2009年)4月に施行した「北海道防災対策基本条例」や令和元年(2019年)5月に修正した「北海道地域防災計画」に基づき、避難行動を円滑に進めるとともに、避難後の体調管理を継続的に行えるよう、地域における要配慮者を支援する体制の確立に努めます。

また、多くの人々が安心して過ごすことができる環境を維持するため、被災時における高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人、女性、子ども、性的マイノリティなど多様なニーズに十分配慮した取組が行われるよう努めます。

(4) ホームレス

国の調査によると、路上や駅舎等で生活している人は全国、北海道ともに減少傾向が見られる一方で、定まった住居を喪失し、簡易宿泊所や終夜営業の店舗などで寝泊まりするといった不安定な居住環境にあるなど、調査の対象とはならない人々の存在も確認されています。

道においては、平成14年(2002年)8月に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を踏まえ、平成17年(2005)3月に「北海道ホームレス自立支援等実施計画」を策定し、現在は平成31年(2019年)3月に策定した第4次計画に基づき、不安定な居住環境にある人たちが、このような生活から脱却し、また、このような生活に至らないよう、地域社会の中で自立した生活を営めるように支援するとともに、国や市町村、ホームレスの自立支援等を行っている民間団体等と連携、協働しながら、道民の理解と協力を得て、ホームレスの自立支援等に関する施策及びホームレスを生み出さない地域社会づくりに努めます。

(5) 知る権利とプライバシーの保護

国や地方公共団体の活動について、正確な情報を得たいという「知る権利」とともにその際の個人情報の保護が主張されている一方、情報産業の発達により個人情報が自分の知らない間に集められ、利用されるといった問題など「プライバシーの保護」に関わる問題があります。

国は、平成17年(2005年)4月に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」を施行し、個人情報の取扱いに関する基本的事項等を定めることにより、個人の権利利益の保護に努めています。

道においても、平成6年(1994年)10月に施行した「北海道個人情報保護条例」や、平成10年(1998年)4月に施行した「北海道情報公開条例」により、個人情報の管理等プライバシー保護のため適切な管理に努めるほか、道民一人一人がモラルを守るよう、意識啓発に努めます。

(6) 良好で快適な環境の恵みの享受

人類の存続基盤として欠くことのできない環境は、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つものであり、これまでのような大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動を続けていくことは、私たちを取り巻く地域の環境のみならず地球全体の環境をも脅かすものであることが広く理解されてきました。

このような理解の下に平成8年(1996年)10月に施行した「北海道環境基本条例」では、「私たちは、健康で文化的な生活を営むため、良好で快適な環境の恵みを享受する権利を有する」とし、このことを条例の理念を実現するための基本認識として位置づけており、この基本認識を踏まえ、環境重視型社会の構築に向けて、環境施策の総合的な推進に努めます。

第3章 人権施策の総合的・効果的な推進

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権意識を高めるためには、道民一人一人が人権について正しい理解と認識を深めるよう啓発を行うとともに、それが単なる知識にとどまることなく、人権への配慮が態度や日常生活での行動に現れるように、家庭や学校、地域社会、企業などあらゆる場を通じて、子どもから大人まで各段階に応じ、体系的・長期的な視点に立った、より実践的な人権教育・啓発を推進することが必要です。

(1) 家庭

【現状と課題】

家庭はあらゆる教育の出発点であり、大人も子どもも家族とのふれあいを通じて他者への思いやりや善悪の判断、生活習慣やマナーを身に付けるなど、人格形成の基盤として、また、様々な人権問題を学ぶ場として、重要な役割を担っています。

しかし、核家族化や少子化を背景として、包容力や教育力といった家庭の養育機能の低下が指摘されています。顕著な事例として、保護者等による過保護や過干渉、養育怠慢・養育放棄や虐待、また、配偶者等によるドメスティック・バイオレンス(DV)、さらには、要介護者を抱える家族の介護における心身の負担が増大していることによる高齢者への虐待や介護放棄等、個別では対応が困難な問題をはじめとした様々な問題があり、家庭としての機能を十分に果たせない要因となっています。

また、地域とのつながりが希薄化していることなどを背景に、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど家庭教育が困難な現状も指摘されています。

道ではこれまで、子育てや家庭教育に悩む親への相談・情報提供等の支援や、在宅介護を行う家族への支援やDVに悩む女性への支援などを行ってきましたが、家庭は私的な場でもあり、問題も潜在化しやすい傾向にあることから、学校、地域社会、民間団体等の関連機関相互の連携を深め、家庭の教育力や養育機能の向上を図るためのサポート体制を確立していく必要があります。

【施策の方向性】

人権教育について、親子が共に学習できる機会の確保や、子どもや要介護者を安心して託せる体制づくりなど、家庭の構成員が人権教育を容易に受けることができるような環境づくりに努めます。

また、子育てや家事、介護等について、固定的な役割分担にとらわれることなく、男女が共に協力して当たるような意識づくりに努めます。

さらに、ひとり親世帯が抱える子育てや就業、生活等についての悩みに寄り添い、専門的な立場からの助言ができるよう相談体制の充実などに努めます。

(2) 学校

【現状と課題】

学校教育においては、教育活動全体を通じて、人権尊重の精神を育むとともに意識を高めるための教育が行われています。しかし、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていない、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない、また、いじめや体罰、セクシュアル・ハラスメントや障がいのある児童生徒への差別や偏見に対する教育、指導等の取組が十分な効果をあげるまでには至っていないなどの意見があります。

また、情報化の進展に伴い、児童生徒がインターネットによる人権侵害などのトラブル等に巻き込まれる可能性が高くなっています。

さらに、少子高齢化や地域社会のつながりの希薄化が進む中、学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、学校と地域が目標やビジョンを共有し、一体となって子どもたちを育ていくため、学校と地域の連携・協働による取組も求められています。

「道民意識調査」(令和2年)において、人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるために、社会で今後行えばよいことについて尋ねたところ、「学校教育の中で人権を尊重する心を育てるよう教育を行う」と回答した方は57.5%と最も高い結果となっています。

【施策の方向性】

人権教育を単なる知識の伝達にとどめず、命の大切さや他人の痛みが理解できる心、違いを認め合いお互いの人格を尊重する心、正義や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を培うことができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現の観点から「考え、議論する道徳」の充実を図るほか、ボランティア活動や自然体験活動、高齢者や障がいのある人、外国人との交流など、幼少期の段階からの様々な体験学習の機会の充実に努めます。

また、学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支えるため、コミュニティスクールの導入や地域の特色を生かした子どもの活動拠点づくりの推進を図ります。

いじめはどの学校・児童生徒にも起こり得るという認識に立ち、些細な兆候も積極的に認知し、教育相談等を実施するとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報の集約と共有化を図る学校体制の充実などにより、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に取り組むほか、インターネット上のトラブルに巻き込まれることがないよう、児童生徒の情報モラルの向上に努めます。

人権教育の推進に当たっては、人権教育の担い手となる教職員の役割と自覚が重要となることから、教職員に対し、人権に関する正しい理解と認識を深め、資質や指導力の向上を図る研修の推進や自己研鑽への支援などに努めます。

(3) 地域社会

【現状と課題】

他者への思いやりや豊かな情操、善悪の判断など、倫理観や人格の多くは身近な存在である保護者とともに、地域で日常出会う人々とのふれあいなどを通じて年少時に形成されることから、家庭、地域社会のあり方は人権意識を育む上で重要な意味を持っています。

人権教育の原点が家庭、学校とともに地域社会にあることを改めて認識し、家庭と学校、地域社会が連携して、コミュニティ活動の強化を図るとともに人権学習の場を提供し、子どもたちをはじめ地域で暮らす人々への学習機会の充実を図っていく必要があります。

「道民意識調査」(令和2年)において、「人権や差別問題に関心がある」と答えた人は35.8%となり、平成13年に実施した「道政に関する世論調査」から10.0%減少しました。また、「少し関心がある」と答えた人を含めると79.8%になり、前回調査と同水準となっています。

道ではこれまで、人権に関する講演会やパネルディスカッションの開催のほか新聞紙面を活用した啓発、啓発資料の配布などの取組を行ってきましたが、引き続き、関心を持たない層への働きかけや、道民が人権に対する正しい理解を深め、自らの課題として日常生活で生かしていけるよう、効果的な学習機会の提供が必要です。

【施策の方向性】

道民が人権に対する正しい理解を深め、人権に関心を持ったり、自らの課題として日常生活で生かしていけるようにするためには、地域全体に人権学習の場を提供する指導者の育成が欠かせません。

このため、庁内関係部局をはじめ人権と関連の深い活動を行うNPOなど民間団体との協力・連携を図りながら、人権教育指導者の人権に関する理解を深めるとともに、人権教育への意欲を高め、指導技術の向上を図るよう努めます。

また、地域活動のあらゆる場を活用し、生涯学習の観点から各世代に応じた人権教育・啓発の取組を促進します。

(4) 企業等

【現状と課題】

不公正な採用やセクシュアル・ハラスメント、職場におけるパワー・ハラスメント、高齢者や障がいのある人の雇用など、企業等においても人権問題は重要な課題となっています。

「道民意識調査」(令和2年)において、いままでに家族や自分の人権が侵害されたと感じたこととして尋ねたところ、「職場における待遇や上司・同僚などの態度や発言」と回答した方は36.2%であり、最も高い結果となりました。

国においては、令和2年(2020年)6月に改正「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)」を施行し、パワ

一・ハラスメントへの防止のために雇用管理上必要な措置を講じることを事業主に義務付けるとともに、事業主に相談したことなどを理由とする不利益な取扱いを禁止しました。

また、同月の改正「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児介護休業法)」の施行により、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントについて事業主に相談したことなどを理由とする不利益な取扱いを禁止するなど、対策を強化しています。

企業等も社会を構成する一員であることから、その社会的責任に照らし、人権尊重の確保のための努力とともに、そこで働く人自身も社会の一員として差別や偏見のない職場環境づくりに努めていくことが望まれます。

また、顧客が従業員に威圧的な言動や理不尽な要求を突きつけるカスタマー・ハラスメントが社会問題化しており、従業員に対する適切な対策が求められています。

道においては、企業等の採用時における就職の機会均等が図られるよう、女性や障がいのある人等に対する道民の理解や認識を深めるための啓発や、就業を促進するための職業能力開発、ハラスメント防止のための啓発や労働相談ホットラインによる相談対応などの取組を行っています。

一方、企業等においても取組に違いはあるものの、それぞれの実情等に応じて、人権教育・啓発が進められていますが、障がいのある人の法定雇用率の達成や高齢者の継続雇用の問題、男女の採用や業務内容、賃金や昇進等の格差是正など多くの課題が存在しています。

【施策の方向性】

企業等は人権教育・啓発の実施主体として、重要な一翼を担うと期待されることから、道としても、人権に関連する講習会等の周知や各種啓発資料等の配布など、自主的、計画的な人権教育・啓発が行われるよう支援に努めます。

また、事業主として取り組むべき措置等についての周知やハラスメントに関する理解を促進するための啓発等により、労働環境の向上に向けた取組が図られるよう努めます。

(5) 特定職業従事者に対する取組

人権が尊重される地域社会を実現する上で、行政職員や教職員、警察職員、消防職員、医療・保健・福祉関係者等、人権に関わりの深い職業に従事している人(特定職業従事者)は、常に高い人権意識を持って職務に従事することが求められることから、これらの職業に従事する人に対する人権教育・啓発の充実に努めます。

① 行政職員

公務員は全体の奉仕者としての自覚を持ち、憲法の基本理念である基本的人権を尊重し、擁護する責務を有しています。

道の行政に携わる職員はこの責務を自覚し、一人一人が人権について正しい理解と認識を深め、それぞれの職務において人権の視点に立ち、誠実かつ公平に職務を遂行することが求められます。

特に、人権に関わりの深い業務に携わる部署では、人権に配慮した適正な業務執行がなされるよう職場研修や専門研修等が実施されていますが、人権の重要性とその理念の普遍性に鑑み、新規採用職員研修をはじめ管理職研修等、すべての階層の研修や、あらゆる場を活用した人権教育・啓発に努めます。

また、セクシュアル・ハラスメントの防止や従来の固定的な性別の役割意識の解消なども含め、人権が尊重される明るい職場づくりを進めるとともに、各職場における自主的な研修の促進など、職員の資質の向上に努めるほか、外部講師の参加や、実施結果の定期的な評価など、研修の効果を高めるための工夫をします。

市町村の職員についても、道職員と同様にそれぞれの職務において人権の視点に立ち、誠実かつ公平に職務を遂行することが求められます。

このため、市町村が職員を対象に実施する人権研修に必要な啓発資料や情報の提供等の支援を行い、職員の人権意識の高揚に努めます。

② 教職員・社会教育関係職員

教職員・社会教育関係職員は、子どもの人格形成や人権意識を高める上で、極めて重要な役割を担っており、教職員等一人一人が人権に対する正しい認識と意識を持つとともに、児童生徒に対する指導力を向上させることが必要です。

このため、教職員等に対し、人権に関する正しい理解と認識を深め、資質や指導力の向上を図る研修の推進や自己研鑽への支援などに努めます。

③ 警察職員

警察職員は、個人の生命、身体や財産を保護し、公共の安全と秩序を維持する業務に従事していることから、職務執行に当たっては、人権に対する正しい理解と配慮が求められます。

このため、警察学校や職場において、警察職員に対し、基本的な人権についての教育・研修を実施し、職務倫理教養の向上を図るとともに、犯罪被害者等の人権に配慮した警察活動の推進に努めます。

④ 消防職員

消防職員は、住民の生命・身体の安全を守り、財産を保全する役割を担っていることから、常に人権尊重の視点に立って業務を遂行することが求められます。

このため、消防学校における初任教育において、消防職員の人権意識の向上を図るとともに、各職場において人権教育が継続して実施されるよう、市町村等への要請・支援に努めます。

⑤ 医療・保健・福祉関係者

医療・保健・福祉関係者は、虐待やDVなど暴力の被害者や貧困等による生活困窮者からの生活相談や身体介護を通じて、社会的に弱い立場におかれている人々と直接接する立場にあり、患者への対応、患者のプライバシーの保護、患者等に対する医療情報の適切な開示など、人権に対する深い理解と配慮が求められます。

このため、道の医療関係職員に対し、新任職員研修等の研修を実施し、人権教育の充実を図ります。また、医療や福祉関係の団体や各種学校に対しては、啓発資料の配布や講演会開催などの情報の提供を行うとともに、人権教育や研修への積極的な取組を要請し、関係者の人権意識の高揚を図ります。

⑥ マスメディア

新聞やテレビ、ラジオ等のマスメディアは、情報社会の今日において、道民の意識の形成や価値判断に大きな影響力を持っており、人権教育・啓発に果たす役割が期待されています。

このため、マスメディア関係者においては、人権に配慮した取材活動や人権尊重の視点に立った紙面・番組制作、人権教育のための自主的な取組が行われることを期待します。

2 効果的な人権教育・啓発の推進

人権学習の主体は道民であるとの認識の下、道民一人一人が人権の重要性を知識として身に付け、人権への配慮が日常の態度や行動に現れるよう、創意工夫を凝らした啓発活動に努めます。

(1) 効果的な啓発手法の開発

道民一人一人が、人権問題と自らの関わりについて学び、その重要性や解決策などに気づき、すべての人の人権を尊重した行動へとつながるような人権啓発は、受け手の感性に働きかけることが重要です。

また、今日においては、自らの人権が侵害される事態は誰にでも起こり得るとの認識に立ち、自らの人権を守るための対応を身に付けていく必要があります。

そのための人権教育・啓発の推進に当たっては、対象となる年齢層に沿った、誰もが興味を覚えるようなテーマや教材を活用するとともに、グループ学習やワークショップなど参加・体験型の学習手法により、知識にとどまらない実践的なものとなるよう、その研究・開発に努めます。

また、情報通信技術(ICT)を活用したオンラインによる講演会の開催など、より参加しやすい啓発活動の実施に努めます。

(2) 人材の育成と活用

道民が日常生活の中で人権に配慮した行動をとるためには、身近なところで人権問題に関わる知識や経験を持つ人材とのふれあいや交流を通じて人権意識を育てていく必要があり、人権教育啓発に携わる指導者の養成が重要となります。

このため、人権擁護委員や、人権関連の講演会や研修会を開催する市町村等と連携して、学校や地域社会、企業などにおける人権教育・啓発の担い手を育成するとともに、その活用と資質の向上を図ります。

(3) 情報提供の充実強化

道民の人権意識を高めるためには、各種メディアを効果的に活用することが重要です。道では、これまでも各分野における人権課題についてわかりやすく説明した啓発資料の作成・配布等を行っていますが、今後とも、ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等インターネットの活用や包括連携協定に基づく民間企業との連携による積極的な情報発信に取り組むなど、啓発対象となる年齢層等を踏まえ、啓発媒体の特性を生かし、受け手の意識や感性に訴える啓発に努めます。

また、人権尊重社会の実現にマスメディアの果たす役割は非常に大きいことから、人権教育・啓発に当たってはこれらマスメディアの有効活用を図ります。

(4) 相談・支援体制の充実

道では、配偶者等からの暴力、児童虐待、高齢者や障がいのある人の権利擁護に関する相談をはじめ、外国人の生活相談、健康相談や犯罪被害に関わる相談など多様なニーズに対応した相談窓口を設置しており、市町村や団体においてもそれぞれ相談窓口を設けて対応していますが、様々な人権問題の発生や、道民の人権意識の高まりから、今後、これらの相談窓口の役割はますます重要になってくるものと予想されます。

しかし、これらの相談窓口は専門毎の対応となっており、人権全般に対応できるものとはいえないことから、「利用しづらい」、「どこに相談したら良いかわからない」といった事例もあります。

「道民意識調査」（令和2年）において、いままでに家族や自分の人権が侵害されたと感じた際、どのような対応をしたか尋ねたところ、「道や市町村に相談した」と回答した方は1.5%、「警察に相談した」と回答した方は0.9%、「国（法務局等）や人権擁護委員に相談した」と回答した方は0.5%に留まり、行政に相談した方は少ない結果となりました。

このため、人権問題全般に係る相談対応を行う法務局や民間の相談窓口の情報提供等活動内容の周知に努めるほか、相談機関相互のネットワークの構築など連携の強化により、相談窓口の活用と関係職員や相談員の資質の向上に努めます。

また、SNSを活用した相談対応の実施や相談窓口の周知などにより、より相談しやすい環境づくりや効果的な支援体制の充実に努めます。

さらに、道民の人権問題に関する意識の普及高揚を図るため、このような相談機能に加えて、様々な人権問題に関する効果的な情報収集・提供、啓発のあり方について検討を進めます。

3 推進体制の整備

人権教育・啓発の効果的な推進や、人権に係る様々な重要課題に的確に対応するため、この基本方針に沿って、道政のあらゆる分野で組織横断的な連携を図り、人権施策を積極的に推進します。

(1) 道の推進体制

道政のあらゆる分野で、人権尊重の視点に立った施策の推進と道民の人権意識の醸成・高揚を図るため、知事を本部長とする「北海道人権施策推進本部」を設置して、庁内の関係機関が密接な連携を図り、総合的かつ効果的な人権施策の推進に努めます。

(2) 国、市町村、民間団体等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、社会全体の取組が必要であることから、国、市町村、民間団体等とそれぞれの役割に応じて協力し合い、連携しながら、道民が参加しやすい環境づくりなど人権に配慮した取組を積極的に展開します。

特に人権問題の解決を目指す多くの企業やNPO等の民間団体との情報交換などを通じて、人権啓発活動の効果的な推進を図ります。

(3) 基本方針・施策の点検と見直し

人権施策の推進状況について定期的に点検を行うとともに、この基本方針については、道民の意見を聞きながら、人権を取り巻く社会情勢の変化や、国連や国の動向等を踏まえ、5年を目安に必要な見直しを行います。